

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

日本医師会作成「平成 22 年度診療報酬改定『Q&A』（その 1）」の訂正について

平成 22 年度診療報酬改定につきましては、本年 3 月 4 日に開催いたしました社会保険担当理事連絡協議会において、改定の概要についてご説明申し上げるとともに、当日の資料として「平成 22 年度診療報酬改定『Q&A』（その 1）」を提出させていただいております。また、本 Q&A は日本医師会ホームページのメンバーズルームにも掲載し、会員の先生方にご活用いただいているところであります。

本 Q&A につきましては、現在、5 月 31 日付でお送り申し上げました「平成 22 年度診療報酬改定『Q&A』（その 2）」と合わせて、日本医師会雑誌（7 月号）に掲載すべく準備を整えているところでありますが、改めて内容を確認し、下記のとおり『Q&A』（その 1）につきまして訂正いたしましたので、ご連絡申し上げます。

なお、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）に掲載している Q&A につきましても、合わせて訂正いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 記

○平成 22 年度診療報酬改定『Q&A』（その 1）（2010/3/4 日本医師会）

### 【明細書発行】

#### 《発行義務》 [3 ページ]

Q. レセプト電子請求を 7 月診療分 （8 月請求） から開始する診療所の場合、明細書発行義務化は 7 月 1 日からと考えてよいか？

A. そのとおり。診療所のレセプト電子請求は、平成 22 年 7 月診療分（8 月請求）より義務化され、それに伴う明細書発行義務化は、8 月 1 日からとなる。

#### 《明細書発行体制等加算》 [4 ページ]

Q. レセプト電子請求の義務はなく実施していないが、すべての患者に無償で明細書の発行を行う診療所では算定できるか？

A. 届出要件に「レセプト電子請求を行っているところ」とあることから、算定できない。

### 【入院料】

#### 《有床診療所一般病床初期加算》 [4 ページ]

Q. 転院又は入院した日から起算して7日を限度に加算できるが、転院又は入院前の他院での入院期間をは通算することになるのされないという理解でよいか？例えばA病院で30日以上入院していた患者が有床診療所入院基本料1を算定するB有床診療所に転院した場合、B有床診療所の入院初日の点数は760点+初期加算100点となるのか？

A. そのとおり。

〈添付資料〉

平成22年度診療報酬改定『Q&A』（その1）

（2010/3/4 日本医師会（2010/6/15 一部訂正））